

# 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（案）の概要

令和5年12月  
総務省

## 1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）において指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、歳入等の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者が納入義務者から当該歳入等の納付を受ける方法を定める等所要の規定の整備を行うため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和3年総務省令第86号）を改正する。

## 2. 改正の概要

### （1）地方自治法施行規則の一部改正

- ① 地方自治法施行規則第12条の2の5の規定は、改正法による改正後の地方自治法（以下「新地方自治法」という。）第243条の2第1項の規定による普通地方公共団体の長の指定について準用することとする。
- ② 新地方自治法第243条の2第2項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とすることとする。
- ③ 地方自治法施行規則第12条の2の8の規定は、新地方自治法第243条の2第3項の規定により指定公金事務取扱者がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用することとする。
- ④ 地方自治法施行規則第12条の2の10の規定は、指定公金事務取扱者に対し、新地方自治法第243条の2の2第2項の報告を求めるときについて準用することとする。
- ⑤ 地方自治法施行規則第12条の2の11の規定は、指定公金事務取扱者に対し、新地方自治法第243条の2の3第1項の規定による指定の取消しをしたときについて準用することとする。
- ⑥ 新地方自治法第243条の2の4第2項（新地方自治法第243条の2の5第3項において

準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、地方自治法第231条の2第1項の規定による証紙による収入の方法、同条第3項の規定による証券をもってする方法及び資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引の方法とする。

- ⑦ 新地方自治法第243条の2の5第1項第2号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。
- ・地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入
  - ・繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

#### (2) 地方公営企業法施行規則の一部改正

(1) ①から⑦までに係る地方自治法施行規則の規定は、改正法による改正後の地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「新地方公営企業法」という。)第33条の2において新地方自治法第243条の2から第243条の2の6までの規定を準用する場合について準用することとする。

#### (3) 市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正

(1) ①から⑦までに係る地方自治法施行規則の規定は、改正法による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。)第47条において新地方自治法第243条の2から第243条の2の6までの規定を合併特例区の財務について準用する場合について準用することとする。

#### (4) 地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

① 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「e-文書法」という。)第3条第1項の主務省令で定める保存に、新地方自治法第243条の2の2第1項(新地方公営企業法第33条の2及び新合併特例法第47条において準用する場合を含む。②において同じ。)の規定に基づく書面の保存を追加することとする。

② e-文書法第4条第1項の主務省令で定める作成に、新地方自治法第243条の2の2第1項の規定に基づく書面の作成を追加することとする。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

### 3. 根拠条文

- ・新地方自治法第243条の2第1項、第2項及び第3項、第243条の2の2第2項、第243条の2の3第1項、第243条の2の4第2項並びに第243条の2の5第1項第2号(これら

の規定を新地方自治公営企業法第33条の2及び新合併特例法第47条において準用する場合を含む。)

- ・e-文書法第3条第1項及び第4条第1項

#### 4. 施行期日

令和6年4月1日

## <参考>改正後の地方自治法の規定

### (指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。
- 3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4～10 (略)

### (指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。
- 3～5 (略)

### (指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一～四 (略)
- 2 (略)

### (公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

- 2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同

じ。)は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

- 3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。
- 4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

#### (公金の収納の委託)

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

- 一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
- 二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるものの以外のもの

2 (略)

- 3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。